



「不法な会社目的」の解釈をめぐるフランス法と欧州指令の関係 : 2015年11月10日破毀院商事部判決を契機として

著者	出口 哲也
雑誌名	法と政治
巻	69
号	2下
ページ	193(985) - 224(1016)
発行年	2018-08-30
URL	http://hdl.handle.net/10236/00027242

「不法な会社目的」の解釈をめぐる フランス法と欧州指令の関係

——2015年11月10日破毀院商事部判決を契機として——

出口 哲 也

はじめに

フランス民法典は、不法な目的を有する会社は無効であることを定めている（民法典1833条および1844-10条）。会社の目的は、定款において定められるが（商法典L. 210-2条）、かかる「定款所定の目的 (objet statutaire)」と、会社の実際の活動、すなわち「⁽¹⁾実際の目的 (objet réel)」とに齟齬が生じている場合、どちらに基づいて会社目的の適法性は評価されるべきであるか。この点について、フランスの伝統的解釈は、会社が不法な目的を有するか否かは「実際の目的」に基づき評価されると解してきた。したがって、定款上に適法な会社目的を記載していても、「実際の目的」が不法であると判断されれば、当該会社は無効とされると理解されていた。

ところが、2015年11月10日、破毀院商事部は、有限会社の無効が争われた事案において、かかる伝統的解釈をとらず、「会社目的の適法性」は定款所定の目的のみが考慮されるとの判断を下した。同判決は、欧州司法裁判所が1990年に下したマーリーシング判決に依拠していることを明示

(1) Maurice COZIAN et al., *Droit des sociétés*, 30^e éd, Lexisnexis, 2017, n°168, p. 64.

している。

本稿は、欧州指令がフランス法の解釈に影響を及ぼした一事例として、上述の破毀院判決を取り上げ、これに若干の考察を加えるものである。

本稿の叙述の順序は次のとおりである。まず第1章では、フランスにおける会社目的および無効に関する法規定を確認する。次に第2章では、フランスの裁判例において「会社の不法な目的」が伝統的にどのように解釈されてきたかを概観するとともに、それとは対照的な解釈をとった上述の破毀院判決の内容を紹介する。第3章では、同判決の背景にある欧州指令の規定およびマーリーシング判決の判旨等を確認し、また、この欧州司法裁判所判決がフランスの判例においてどのように受容されてきたかを素描する。最後にEU加盟国間における法規制の統一的解釈という文脈において、上述の破毀院判決が有する意義を検討することを試みる。

第1章 フランス法における「会社の目的」と会社の無効

第1節 会社の目的

フランス民法典1832条は、「会社は、当該会社から生じうる利益を分配し、または経済負担の軽減を享受するために財産または労務を共同企業に付与するという契約により合意する2人またはそれ以上の者により設立される」ことを定めている。⁽²⁾ すなわち、フランスでは「会社の法的基礎が契約概念に求められ、会社は契約により自由に設立されるのが本則」とされ⁽³⁾る。また、同条は、「会社契約の目的」は、利益の分配または経済負担軽減のために財産または労務を共同のものとするものであることを示してい

(2) 同条の訳文については、加藤徹ほか「フランス会社法(1)」関学64巻1号(2013)137頁以下、150頁を参照した。

(3) 山口幸五郎＝加藤徹「フランス新会社法(10)」阪法81号(1972)122頁以下、123頁。

(4)
る。

これに対して、「会社の目的 (objet de la société)」または「会社目的 (objet social)」とは、法的には定義づけられていないが、一般的には、「会社が所期の成果を得るために実行することを計画している活動の類型」⁽⁵⁾であるとされる。

すべての会社は、適法な会社目的を有しなければならず (民法典1833条)、その目的は、定款において定められる (商法典 L. 210-2 条)。

第2節 会社の無効原因

フランスでは、会社と取引をする第三者を保護するために⁽⁶⁾、会社の無効原因は法律により制限的に定められている。すなわち、フランス商法典 L. 235-1 条第1項第1文は、(1) 商法典第2編 (商事会社および経済利益団体に関する規定) の明文規定または (2) 契約の無効を規律する法律からのみ、会社の無効が生じうることを規定している⁽⁷⁾。

商法典第2編は、合名会社および合資会社については、公示手続の未完了が会社の無効原因となることを定めているものの (商法典 L. 235-2 条)、株式会社および有限会社については、いかなる無効原因も定めていない⁽⁸⁾。

(4) Philippe MERLE et Anne FAUCHON, *Droit commercial, Sociétés commerciales*, 21^e éd, Dalloz, 2017, n°69, pp.87-88, Anne CHARVÉRIAT et al., *Sociétés Commerciales*, 49^e éd, Francis Lefebvre, 2017, n°855, p. 54.

(5) CHARVÉRIAT et al., *op. cit.* (note 4), n°850, p. 54, MERLE et FAUCHON, *op. cit.* (note 4), n°69, p. 87.

(6) CHARVÉRIAT et al., *op. cit.* (note 4), n°89110 p. 1586.

(7) なお、この規定は、1966年7月24日法律第66-537号 (Loi n°66-537 du 24 juillet 1966 sur les sociétés commerciales. 以下、1966年商事会社法とする) 360条第1項第1文において定められ、実質的な改正を受けることなく、商法典に引き継がれている。

(8) MERAL et FAUCHON, *op. cit.* (note 4), n°88, pp.106-107. CHARVÉRIAT et

他方で民法典1844-10条は「会社の無効は、第1832条・第1832-1条第1項および第1833条第1項の規定の違反、または契約一般の無効原因の1つからのみ生じうる」ことを定めている。⁽⁹⁾すでに述べたとおり、民法典1833条1項は、すべての会社は適法な会社目的を有しなければならないことを定めている。したがって、不法な会社目的を有する会社は、無効とされる。⁽¹⁰⁾

第3節 無効の効果

会社目的が不法であることを理由とする会社の無効は、絶対的無効であり、⁽¹¹⁾あらゆる利害関係者により主張されうる。

会社の適法な外観を信頼した第三者を保護するために、原則として、⁽¹²⁾会社も、社員も、会社の無効を善意の第三者に対抗することができない（民法典1844-16条、商法典 L. 235-12 条）。

ところで、契約の無効は裁判官により言い渡されなければならない、無効とされた契約は初めから存在しなかったものとみなされることが定められている（民法典1178条）。しかしながら、会社の無効の場合にはかかる遡及効は制限されており、会社は、無効が宣告された後に、定款の定めまたは商法典の規定に従って清算される（民法典1844-15条、商法典 L. 235-10 条）。

al., *op. cit.* (note 4), n°89121, n°89122, p. 1586.

(9) 同条の訳文については、加藤徹ほか・前掲注(2)164頁を参照した。

(10) MERAL et FAUCHON, *op. cit.* (note 4), n°88, p. 107. なお、刑法典は、法人が一定の犯罪をなすために設立された場合等には、当該法人は解散により処罰されうることを定めている（刑法典131-39条）。

(11) Michel GERMAIN et Véronique MAGNIER, *Traité de droit des affaires - Sociétés commerciales*, 22^e éd, LGDJ, 2017, n°1562, p. 57.

(12) MERAL et FAUCHON, *op. cit.* (note 4), n°93, p. 113.

第2章 会社の目的の適法性に関する判例の展開

前章で見たように、不法な会社目的を有する会社は無効とされる。しかしながら、たとえば、定款に適法な会社目的を記載しておきながら、実際には会社が不法な活動を行っている場合には、当該会社は不法な会社目的を有すると評価されるのであろうか。言い換えれば、会社目的の適法性の判断は、定款に示された活動の種類、すなわち「定款所定の目的 (objet statutaire)」によるのか、あるいは実際に行われている活動、すなわち「実際の目的 (objet réel)」によるのが問題となりうる。

この点について、破毀院商事部は、2015年11月10日に興味深い判断を下した（以下、2015年判決とする⁽¹³⁾）。2015年判決は、会社目的の適法性は、実際に会社により行われている活動を考慮して判断されるのではなく、「定款所定の目的」を基準に判断されなければならないことを示したのである。このような解釈は、次に見るようにフランス法の伝統的解釈とは異なるものである。

第1節 伝統的な解釈

フランスの裁判例では伝統的に、会社目的の適法性は、「実際の目的」により判断されてきたことがうかがえる。

たとえば、1941年4月3日、Toulouse 控訴院は、定款には適法な目的を記載しているものの、実際にはビール市場における競争を阻害することを目的とした事業を実行していた会社を無効と判断している⁽¹⁴⁾。1951年11

(13) Cass. com. 10 nov. 2015, *D.* 2015, p. 2373; *Rev. sociétés* avril 2016, p. 219, note Benoît LECOURT; *Bull. Joly Sociétés* janv. 2016, p. 28, note Soraya MESSAÏ-BAHRI; *Dr. sociétés* n°5, 2016, comm. 78, note Myriam ROUSSILLE.

(14) CA Toulouse 3 avril 1941, *JCP* 1942, II, n°1954, note D. B.

月21日の Paris 控訴院判決にも同様の判断が見られる。⁽¹⁵⁾ 同控訴院は、定款には工業企業の組織、管理および支配等という適法な目的を記していながら、特定の株主が多数派を維持できるように議決権行使の自由を違法に侵害することが設立以来の実際の目的であった会社は無効を宣告している。1960年6月13日、Lyon 控訴院は、鎌の製造業者間で設立された匿名組合⁽¹⁶⁾ (association en participation) に関して、同組合の定款に記載されている「鎌の製造および流通の合理化」という目的が完全に適法であるとしても、組合の実際の活動が不法なものであることが明らかになれば、当該組合は無効とされなければならない旨を判示している。⁽¹⁷⁾ 類似の判断枠組みは、1972年6月27日の破毀院刑事部判決にも見られる。同判決では、ある不動産民事会社について、定款上の会社目的に「不動産の所有および管理」という民事的な目的を定めていながら、同社が商事会社の株式を所有しているという事実から、同社の目的は商事目的であると判断した原判決を支持している。⁽¹⁸⁾

このように、フランスの裁判例においては、会社目的の適法性は、「実際の目的」から判断されるものと解されてきた。そして、学説もまた同様に解していたようである。⁽¹⁹⁾

(15) CA Paris 21 nov. 1951, S. 1952, II, p. 105, concl. GUÉGOUT.

(16) 匿名組合は association と呼ばれるが、営利を目的とする結合関係であることから、会社 (société) の一種であるとされていた。大森忠夫=大隅健一郎『仏蘭西商法 [I]』(有斐閣, 復刻版, 1991) 122頁。なお、匿名組合という名称は、1966年商事会社法により匿名私会社 (sociétés en participation) に改められ、現行商法典に引き継がれている。「匿名私会社」との訳語は、加藤ほか・前掲注(2)154頁による。

(17) CA Lyon 13 juin 1960, D., 1961, p. 148, note François GORÉ; JCP 1961, II, n° 12103, note Michel BOITARD.

(18) Cass. crim. 27 juin 1972, Bull. crim., 1972, n° 222; JCP 1973, II, n° 17335, note Danièle MAYER.

なお、「実際の目的」が何であるかを判断することは、事実審判事の権限に属すると解されていた。⁽²⁰⁾

ところが、2015年判決において、破毀院商事部は、これまでの裁判例とは異なる立場をとることを明らかにした。

第2節 2015年判決

1 事実の概要

不動産開発会社U社は不動産取引の実行を企画し、そのために不動産建設販売民事会社であるT社を設立するとともに、開発のための建設許可を取得した。この許可に対してH氏が業務執行社員であるG有限会社は、地方行政裁判所に対して異議を申し立てたが、当該異議申立てには利益がないことを理由に、受理されなかった。かかる判断は、上級審においても同様であった。

U社は、異議申立てが退けられたことを確認した後に、G有限会社は異議申立てを用いて建築許可の取得を望む会社を強請するためだけに設立されたと考え、同社の取消しを求めて提訴した。加えて、U社は、H氏個人に対して、G有限会社の異議申立てにより被った損害の賠償をも求めた。なお、G有限会社は、その後、裁判上の清算手続きに入った。

Aix-en-Provence 控訴院は、H氏の個人責任を認めた一方で、G有限会社は正当な (propre) 活動を行っておらず、異議申立てを用いた恐喝行為 (chantage) をなすためだけに設立されており、実際の目的が不法であることから同社は無効であるとするU社の主張を退けた。

(19) Joseph HAMEL et Gaston LAGARDE, *Introduction générale : théorie des actes de commerce : les personnes du Droit commercial : commerçants individus, sociétés commerciales : activités commerciales de l'État*, Dalloz, 1954, n° 446, p. 544.

(20) CA Lyon, *op. cit.* (note 17), Cass. crim. *op. cit.* (note 18).

2 判旨

(i) H氏の個人責任について

控訴院は、①U社の建築許可に対して、G有限会社の名でH氏が提起した異議申立てが退けられたことに加えて、とりわけコンセイユ・デタにおいては過料⁽²¹⁾ (amende civile) が科せられたこと、および②コンセイユ・デタは、U社の不動産計画がG有限会社の存続 (existence) および活動 (fonctionnement) にいかなる影響も及ぼさなかったと判断したことを指摘した上で、H氏は、G有限会社の目的および利益とは無関係の多数の訴えを提起しており、間違いなく個人的な利得 (enrichissement personnel) を目的に行動していたことから、U社に対して、業務執行者の職務と分離されるフォートを犯したと結論付けた。破毀院も、控訴院のかかる判断を支持し、H氏による破毀申立てを退けた。

(ii) G有限会社の無効について

有限会社の無効原因に関して、民法典1833条および1844-10条の規定は、1990年11月13日の欧州司法裁判所判決により解釈されたように、1968年3月9日の理事会指令第一号⁽²²⁾ (以下、第一指令とする) 11条 (2009年9月16日のヨーロッパ議会および理事会指令⁽²³⁾ 12条) に照らして、分析され

(21) 「民事的法律により定められ、民事裁判機関によって宣告される金銭罰。……特定の不服申立ての濫用または不当な利用……の場合などに制裁として科される」。山口俊夫編『フランス法律辞典』(東京大学出版会、2011) 27頁。

(22) Première directive du Conseil du 9 mars 1968 tendant à coordonner, pour les rendre équivalentes, les garanties qui sont exigées, dans les États membres, des sociétés au sens de l'article 58 deuxième alinéa du traité, pour protéger les intérêts tant des associés que des tiers (68/151/CEE), *Journal officiel* n° L 65 du 14/03/1968 pp.8 et suiv.

(23) Directive 2009/101/CE du Parlement européen et du Conseil du 16 200(992) 法と政治 69巻2号II (2018年8月)

なければならない。それゆえ、その目的の不法性または反公序性に起因する会社の無効は、設立證書または定款において記載されているような会社⁽²⁴⁾の目的をもっぱら対象としているものとして理解されなければならない。

破毀院はこのように判示し、G 有限会社の「実際の目的」が不法であることを主張して同社の無効を求めたU社およびT社の付帯上告を退けた。

第3章 マーリーシング判決とフランス国内の判例

2015年判決において、破毀院は (i) 指揮者の個人責任および (ii) 不法な目的を理由とする会社の無効について判示している。(i) についてはこれまでの判例を踏襲したものと評価されている⁽²⁵⁾。これに対して、(ii) については、破毀院は、1990年11月13日の欧州司法裁判所判決に従うことを判決文において明示したうえで、不法な会社目的に関するフランスの伝統的な解釈とは異なる判断を示している。本判決が依拠している欧州司法裁判所判決は、「マーリーシング判決 (Marleasing case)」の名で知られている⁽²⁶⁾。同判決では、会社の無効について定めを置いている第一指令

septembre 2009 tendant à coordonner, pour les rendre équivalentes, les garanties qui sont exigées, dans les États membres, des sociétés au sens de l'article 48, deuxième alinéa, du traité, pour protéger les intérêts tant des associés que des tiers, *Journal officiel* n°L 258 du 01/10/2009 pp.11 et suiv.

(24) U社の破毀申立て理由によれば、G 有限会社の定款上の目的は「非規制製品の輸出入ならびに不動産取引および商事代理の仲介および実行」であったとされる。

(25) LECOURT note sous Cass.com.10 nov.2015, *op. cit.* (note 13), n°3, p.221.

(26) マーリーシング判決に関する邦語文献として、吉本健一「EC 会社法の展開と EC 裁判所の判例」阪法43巻2・3号 (1993) 659頁以下、布井千博「EC 会社法指令の適用と解釈をめぐる近時の動向—EC 司法裁判所判決を中心として—」堀口亘先生退官記念『現代会社法・証券取引法の展開』(経済法令研究会, 1993) 219頁以下, 同「会社法第1指令と指令適合解釈」際商27巻9号 (1999) 1090頁以下, 納屋雅城「フランス法における虚偽表

11条の解釈が検討された。本章では、まず同条の規定を概観したのちに、マリーーシング判決の内容を確認する。その上で、同判決がフランス国内の判例においてどのように受容されてきたかを素描する。

第1節 第一指令11条

第一指令は、1968年3月9日、閣僚理事会（Le conseil des communautés européennes）により採択された⁽²⁷⁾。同指令による調整の対象とされたのは株式発行会社（sociétés par actions）および有限会社に関する法規定であり（前文）、フランスにおいては株式会社、株式合資会社および有限会社に関する規定である（1条）。

同指令は、会社と第三者との関係ならびに社員相互間における法的安全を確保するために、会社の無効原因ならびに無効宣告の遡及効を制限することが必要であるとの趣旨に基づき（前文）、11条において⁽²⁸⁾、会社の無効

示と団体設立行為一民法上の組合に対する民法九四条の適用に向けて一」近法51巻1号（2003）25頁以下、中村民雄＝須網隆夫『EU法基本判例集』（日本評論社、第2版、2010）〔須網隆夫〕60頁以下を参照した。

(27) 第一指令の内容および訳文については、山口幸五郎編『EC会社法指令』（同文館出版、1984）13頁以下、森本滋『EC会社法の形成と展開—加盟国会社法の調整とわが国会社法の改正—』（商事法務研究会、1984）81頁以下、山口幸五郎＝加藤徹「EC会社法に関する第一指令について」阪法111号（1979）71頁以下を参照した。

(28) 第一指令11条は、商事会社に関する1966年7月24日法律第66-537号を改正する1969年12月20日オルドナンス第69-1176号（Ordonnance n°69-1176 du 20 décembre 1969 modifiant la loi n°66-537 du 24 juillet 1966 sur les sociétés commerciales）7条によりフランスの1966年商事会社法に反映され、同法360条の一部は次のように改正された。すなわち、同条1項は、「会社または定款変更行為の無効は、本法の明文規定または契約の無効を規律する明文の諸規定からのみ生じうる」と規定されていたが、この規定に「有限会社および株式発行会社に関しては、会社の無効は、意思表示の

についての定めを置いている。同条1項は、会社の無効は、裁判所の判決をもって宣告されなければならないことを規定しており、同条2項は、裁判所が無効を宣告しうる場合を6つ列挙している。すなわち、(a)設立証書の欠缺または予防的検査手続もしくは公正証書方式の不遵守、(b)会社の目的の不法または公序違反的性格、(c)設立証書もしくは定款における社名・出資・引受資本額または会社目的に関する表示のあらゆる欠缺、(d)会社資本の払込最小限度額に関する国家法規の不遵守、(e)発起人たる社員全員の無能力、(f)会社を規律する国家法制に反して、発起人たる社員数が2名未満であるという事実である。そして、(a)号ないし(f)号において列挙されている事由を除き、会社は、不存在、絶対無効、相対無効または取消しのいかなる原因にも服せしめることを得ない（同条後段）。

なお、第一指令は、その後数度の改正を受けた後に、2009年9月16日のヨーロッパ議会および理事会指令⁽²⁹⁾に改められ、さらに同指令も2017年6月14日のヨーロッパ議会および理事会指令⁽³⁰⁾に改められた。ただし、会社の無効に関する上述の規定は、第一指令の文言から変更されていない⁽³¹⁾。したがって、本稿においては、必要に応じて、第一指令、2009年の指令および2017年の指令を「指令」と総称することがある。

瑕疵もその無能力も、発起人である社員全員につき存するのでない限り、これにより生ずることをえない。会社の無効は、民法典第1855条による禁止条項にもとづく無効からは生ずることをえない」との文言が追加された。

(29) 前掲注(22)。

(30) Directive (UE) 2017/1132 du Parlement européen et du Conseil du 14 juin 2017 relative à certains aspects du droit des sociétés, *Journal officiel* n° L 169 du 30/06/2017 pp.46 et suiv.

(31) 第一指令11条は、文言はそのままに、2009年の指令では12条に規定され、2017年指令では11条に規定された。

第2節 マーリーシング判決⁽³²⁾

1 事実の概要

X社 (Marleasing 株式会社) は、A社 (Barviesia 株式会社) の債権者である。1987年4月7日、A社は、他2名の発起人とともに、その資産を現物出資して、Y社 (La Comercial Internacional de Alimentación 株式会社) を設立した。

当時のスペインの株式会社法制には、株式会社の無効を規律する規則がなかった。そのため、学説上は、約因 (cause) のない契約および約因が不法な契約は無効であることを定めていたスペイン民法1261条および1275条の類推適用により、会社の無効が規律されるものと理解されていた。

かかる解釈に従って、X社は、Y社を設立する会社契約は契約の約因を欠いており仮装である上に、Y社が設立された目的はA社の資産をX社を含む債権者から隠匿し債権者を詐害することにあったと主張して、スペイン民法1261条および1275条に基づき、同会社契約の無効を求めて、スペインの国内裁判所に訴えを提起した。これに対して、Y社は、会社の無効原因を定める第一指令11条は、約因の欠缺を無効原因に含んでいないことを理由に、X社の訴えは退けられるべきであると主張した。

ところで、スペインは第一指令の国内法化を遅延しており、同国において第一指令を遵守した法律が施行されたのは、1990年1月1日のことである。そのため、スペインの国内裁判所は、1989年3月13日、「第一指令11条は、国内法化されていなくても、同条において規定されているもの以外の理由による株式会社の無効の宣言を排除するために、直接的に適用

(32) Case C-106/89, Marleasing SA v. LaComercial Internacional de Alimentación SA, [1990] ECR I-4135; JCP 1991, n°156, p.123, note Patrice LEVEL; *Rev. sociétés* 1991, p.532, note Yves CHAPUT.

されるのか」という点につき、欧州司法裁判所にその判断を付託した。

2 法務官意見 (conclusions de l'avocat général)

先決裁定に先立ち、1990年7月12日、欧州司法裁判所の法務官は、第一指令11条に関する見解を示した⁽³³⁾。法務官は、欧州司法裁判所に付託された本質的な問題は、第一指令11条2項(b)号、特に「会社の目的」との文言の解釈であると判断した⁽³⁴⁾。すなわち、この文言は、設立証書または定款において記述されている「会社の目的」をもっぱら意味するものとして解されるべきなのか、会社により行われている実際の活動または会社という手段を用いて実際に追求されている意図さえも考慮して解されるべきなのか。この点を特に慎重に解釈することが求められるのは、同規定の表現が言語によって異なっているからである。具体的には、オランダ語版およびドイツ語版の第一指令11条2項(b)号においては、「会社の実際の (werkelijke, tatsächlich) 目的」との文言が用いられていたのに対して、たとえば、英語版やフランス語版では「会社の目的 (objects of the company, objet de la société)」との文言が用いられていたのである。

かかる事情の下、法務官は、「会社の目的」との文言につき、次のような解釈を示した⁽³⁵⁾。第三者—会社債権者—の利益の保護という第一指令の目的に照らして、会社の無効原因は狭く解釈されなければならない。したがって、第一指令11条2項(b)号における「会社の目的」との文言は、設立証書または定款において記載されまたは開示されている会社の目的を意味するものとして理解されなければならない。しかしながら、当初から会社の

(33) Conclusions de l'avocat général M. Walter Van Gerven présentées le 12 juillet 1990, [1990] ECR I-4144.

(34) Conclusions, *op. cit.* (note 33), para. 15.

(35) Conclusions, *op. cit.* (note 33), paras. 16-18.

実際の活動が不法または公序に反するものである場合には、たとえ設立証書または定款において適法な会社の目的が記載されていても、11条2項(b)号において定められている無効原因は援用されうると解する。なぜなら、次に掲げる理由から、このように解釈することは第三者の利益の保護という第一指令の目的に反しないからである。①設立証書または定款において「目的」として偽って記載された、当初より実際とは異なる活動により第三者が欺かれることを防ぐことに役立つ、②通常は、会社と取引を行う第三者により、実際の活動が会社設立の意図と異なることが確認される、③上述の条件がなければ、会社の設立証書または定款において適法であるが偽りの目的を記載することで、不法または公序に反する目的の禁止は簡単に回避され、11条2項(b)号における無効原因はその実質的内容の大半を失う。

なお、設立証書または定款所定の会社目的が適法な会社が、その目的に反して、後に (par la suite) 不法な活動を実施する場合には、会社の無効ではなく、国内法がそのように定めている場合には、会社の解散を導きうる。

このように述べたうえで、法務官は、第一指令11条2項(b)号における「会社の目的」との文言は、(i) 公表された会社の設立証書または定款において記載されている目的、または(ii) 当初から会社により実際になされている活動により表される目的を意味するものとして解されなければならないと結論付けた。⁽³⁶⁾しかしながら、次に見るように、欧州司法裁判所は法務官の意見を採用しなかった。

(36) Conclusions, *op. cit.* (note 33), para. 21.

3 判旨

1990年11月13日、欧州司法裁判所は、これまでの判例⁽³⁷⁾と同様に、指令はそれ自体私人に対して義務を課すことはできず、したがって指令の規定は私人に対して援用されえないことを明らかにした上で、次のように判示した。

本件の本質的な問題は、第一指令の適用範囲内にある事件を審理する国内裁判所が、第一指令11条に列挙されたもの以外の理由で株式会社の無効を宣言することのないように、同指令の文言および目的に照らして解釈する必要があるかどうかという点にある。この点について、国内裁判所は、国内法を適用する際に、当該規定が定められたのが指令以前であるか以後であるかを問わず、可能な限り、指令の追求する結果を達成するために、指令の文言および目的に照らして当該規定を解釈しなければならない（指令適合解釈義務⁽³⁸⁾）。それゆえ、国内法は第一指令11条に従って解釈されなければならない、同条に制限的に列挙されたもの以外の理由に基づき株式会社の無効が命じられうるといように国内法を解釈することは排除される。

そして、「第一指令11条2項(b)号に定められている「会社の目的」との文言は、設立証書または定款において記載されているような「会社の目的」のこともつばら意味していると解釈されなければならない。したがって、たとえば発起人の債権者を詐害するような当該会社により行われている実際の活動を根拠に、無効が宣告されてはならない」との欧州委員会の見解

(37) Case C-152/84, *Marshall v. Southampton and South-West Hampshire Area Health Authority*, [1986] ECR 723, para. 48.

(38) かかる義務は、Case C-14/83, *Von Colson and Elisabeth Kamann v Land Nordrhein-Westfalen*, [1984] ECR 1891, para. 26 において示されていたが、「当該規定が定められたのが指令以前であるか以後であるかを問わず」との部分、本判決において新たに付加された。J. STUYCK and P. WYTINCK, *C.M.L. Rev.*, 28, 1991, 205, 209.

は、支持されるべきである。前文からも明らかなように、第一指令の目的は「会社と第三者との関係ならびに社員相互間における法的安全」を確保するために、無効原因および無効の遡及効を制限することである。また、第三者の保護は、「会社の名においてなされた行為の無効原因をできるだけ制限する規定により、確保されなければならない」。したがって、第一指令11条に列挙されている無効原因は厳格に解釈されなければならない、同条2項(b)号所定の「会社の目的」との文言は、設立証書または定款において記載されている会社の目的を示しているものとして理解されなければならない。

第3節 マーリーシング判決のフランス法への影響

1 会社の無効原因の制限

加盟国の EC に対する一般的な協力義務 (EEC 条約 5 条) を根拠とし、⁽³⁹⁾ マーリーシング判決は、会社の無効に関する国内法は第一指令11条に従って解釈されなければならない、同条に制限的に列挙されたもの以外の理由に基づき株式会社の無効が命じられうることのないように規定を解釈しなければならないことを明示した。

フランスでは、⁽⁴⁰⁾ 1966年商事会社法以来、会社の無効は、「本法の明文規定または契約の無効を規律する明文の諸規定からのみ生ずることができる」との定めが置かれている (1966年商事会社法360条第1項、商法典 L. 235-1 条第1項第1文)。

欧州司法裁判所が示した上述の解釈義務は、フランスの裁判官に対して、第一指令の追求する結果を達成するように同規定を解釈することを義務付

(39) 布井・前掲注(26) (堀口退官) 229頁。

(40) 1966年商事会社法が商法典に統合されて以降は、「本法」との文言は「商法典第2編」に改められた。

けた。すなわち、フランスの裁判官は、第一指令11条に制限的に列挙されているもの以外を理由として株式発行会社または有限会社の無効が宣告されることのないように、同条を解釈する義務を負う⁽⁴¹⁾。このような指令適合解釈義務については、従来の通説的解釈を覆すという事態を生ぜしめることがあるため、法的安定性を害する危険性を有することが指摘される⁽⁴²⁾。

2 不法な会社目的

第1章第2節で見たように、フランス民法典1833条はすべての会社は適法な目的を有しなければならないことを定め、1844-10条は、「会社の目的が不法であること」が会社の無効原因となることを規定している。第一指令11条2項(b)号も同様に、「会社の目的の不法性」を無効原因として列挙している。したがって、フランスの裁判官は、会社の目的が不法であることを理由に会社の無効を宣告することができる。

ただし、欧州司法裁判所は、第一指令の目的に照らして、第一指令11条2項(b)号所定の「会社の目的」とは、設立証書または定款において記載されているような会社の目的を示していると判示した。そのため、フランスの裁判官は、民法典1833条および1844-10条の適用にあたっては、株式発行会社または有限会社について、当該会社の実際の活動を考慮することなく、もっぱら定款所定の会社目的の記載によって、「会社の目的の適法性」を判断しなければならない。換言すれば、定款に適法な目的を記載し

(41) Frédéric LECLERC, Que reste-t-il des nullités de sociétés en droit français après l'arrêt Marleasing (CJCE 13 novembre 1990)? *RJ com.*, 1992, pp. 321 et suiv., p. 324.

(42) 布井・前掲注(26)(堀口退官)230頁, 同・前掲注(26)(際商)1093頁, 吉本・前掲注(26)680頁。マーリーシング判決は、指令適合解釈により、会社の無効について、スペインにおける支配的見解とは異なる結論を導いている。

ていれば、「実際の目的」が不法であっても、当該会社に無効を宣告することはできないものとされた。

すでに第2章第1節で概観したように、フランスの裁判例では、「会社の目的の適法性」の判断は、実際の会社の活動、すなわち「実際の目的」によりなされるものと解されており、学説においても同様であった。マーリーシング判決は、このようなフランスの伝統的解釈とは正反対のものである。⁽⁴³⁾この点について、同判決の立場は、たとえば、次のように批判されていた。同判決が第一指令11条2項(b)号所定の「会社の目的」を定款所定の目的と解したのは、会社と第三者との関係ならびに社員相互間における法的安全を確保するためであった。しかしながら、フランスにおいては無効の遡及効は制限されており（民法典1844-15条1項）、この限りにおいて、第三者および社員の権利は保護されている。したがって、欧州司法裁判所の解釈は十分に説得的であるとはいえない。⁽⁴⁴⁾また、そもそも不法な目的を定款に記載することはきわめて例外的であろう。そのため、「会社の目的の不法」に基づく株式発行会社または有限会社の無効は、実質的には無に帰することとなるおそれが著しく高いことも指摘されていた。⁽⁴⁵⁾

3 マーリーシング判決以後のフランス国内の判例

(1) 2001年 Paris 控訴院判決まで

マーリーシング判決は、第一指令11条に列挙されていない原因を無効原因として解釈してはならないこと、および「会社の目的」の解釈について、フランスの伝統的解釈とは正反対の解釈をとることを、国内裁判官に課した。したがって、同判決は、それまで1966年商事会社法360条に認

(43) LECLERC, *op. cit.* (note 41), p.327.

(44) CHAPUT note sous Case C-106/89, *op. cit.* (note 32), p. 536.

(45) LECLERC, *op. cit.* (note 41), p. 328, p.333.

められてきた意味を大きく変容させる余地を有するものであった。ところが、破毀院は、同判決に対して無頓着 (insensible) であり続けたように思われる。⁽⁴⁶⁾ なぜなら、破毀院は、⁽⁴⁷⁾ ①1992年1月28日判決および②1999年6月22日判決において、マーリーシング判決の示した原則に反して、第一指令11条の規定に含まれない無効原因を認める解釈を示しているからである。①では債権者の権利に対するフロード (詐欺: fraud) を実現するための道具として設立された会社が無効であるかが争われ、②では仮装会社⁽⁴⁸⁾ (société fictive) が無効であるか否かが争われた。⁽⁴⁹⁾

① 破毀院商事部1992年1月28日判決

法定共通制 (communauté légale) の下にあるD夫妻は、共同生活を営

(46) Michel MENJUCQ note sous CA Paris 21 nov. 2001, *infra*. (note 55), p. 630. なお, LECLERC, *op. cit.* (note 41), p. 326 では, マーリーシング判決が会社の無効に関するフランス法にあまりに重大な結果をもたらすことから, 破毀院が同判決でとられたような解釈に従うことを躊躇することが懸念されていた。

(47) Cass. com. 28 janv. 1992, *Bull. civ.* IV, n°36; *D.* 1993, p. 23, note Jeanne PAGÉS; *JCP E* 1992, II n°378, p. 289, note Alice TISSERAND; *JCP E* 1993, I n°264, n°3, p. 346, note Yves REINHARD; *RTD civ* 1993, p. 117, obs. Jacques MESTRE; *Dr sociétés* 1992, n°75, obs. Thierry BONNEU. CA Besançon 16 mai 1990, *JCP G* 1991, II n°21756, p. 389, note Alice TISSERAND.

(48) Cass. com. 22 juin 1999, *Bull. civ.* IV, n°136; *D.* 2000, p. 389, obs. Stéphane PIEDELIEVRE; *D.* 2000, p. 234, note Jean-Claude HALLOUIN; *JCP E* 2000, n°5, p. 181, note Chantal CUTAJAR; *Rev. sociétés* 1999, p. 824, note Alexis CONSTANTIN; *RTD com* 1999, p. 875, obs. Claude CHAMPAUD et Didier DANET; *RTD com* 1999, p. 903, obs. Yves REINHARD; *Bull. Joly Sociétés*, oct. 1999, p. 978, note Alain COURET; *Dr. sociétés*, 1999, n°143, p. 10, note Thierry Bonneau.

(49) 納屋・前掲注(26)36頁によれば, 「仮装会社」とは, 法形式上は有効に設立されているが, 運営や資産などの点で会社としての実体を持たない会社のことをいうものとされている。

む中で、手工業の営業財産 (fonds artisanal) を創設し、12年間にわたって2人でこれを経営していた。その後は、夫であるD氏が単独で経営していた。やがて、夫婦間に不和が生じ、離婚が検討され始めた。D氏は、離婚に先立ち、妻であるD夫人に通知することなく、3人の仲間とともにD有限会社を設立した。同社の定款上の目的は、当該営業財産の賃借であった。D氏は同社の49%の持分を保有し、従業員兼業務執行者となった。同日、D有限会社は、営業財産の経営から取得できる収益よりも著しく低い賃貸料で、D氏から当該営業財産の管理権 (gérance) を借り受けた(本件営業財産賃貸借)。D氏は、本件営業財産賃貸借により当該営業財産の所有権と管理権を分離させることで財産全体の価値を下落させ、自身にとって有利なように財産分与を実現しようとした。また、自らの失職のリスクを最小化することも企図していた。

その後、D有限会社設立の報に接したD夫人は、同社は、自身の権利に対するフロードを実現するためだけに設立されたものであるとし、同社の無効等⁽⁵⁰⁾を求めて訴えを提起した。

フロードは、第一指令11条に列挙された無効原因に含まれていない。したがって、欧州司法裁判所においてマーリーシング判決が下された1990年11月13日以降、同判決で示された指令適合解釈義務により、フランスの裁判官は、フロードを理由として、株式発行会社または有限会社の無効を宣告することはできないものとも解される。

しかしながら、1992年1月28日、破毀院商事部は、すべての社員がフロードに協力 (concoure) していたことが示されたときに限り、フロードは会社の無効原因となることを判示した。

(50) 本件の事実の概要については、Tisserand note sous Cass. com. 28 janv. 1992, op. cit. (note 47), p. 289, Tisserand note sous CA Besançon 16 mai 1990, op. cit. (note 47), p. 389-390 の記述も参照した。

かかる破毀院の立場は、欧州司法裁判所の見解に対立するものではないのか。この点について、本判決は、マーリーシング判決において示された⁽⁵¹⁾ 解釈に対する破毀院のある種の反抗 (*résistance*) であると評される一方で、フロードはすべてを腐敗させる（「詐害はすべてを無にする (*fraus omnia corrumpit*)」との法の一般原則の適用) ことから、フロードは第一指令11条に列挙された無効原因から独立した普遍的な無効原因であると解し、両者は矛盾しないことを示唆する見解も見られる⁽⁵²⁾。

② 破毀院商事部1999年6月22日判決

Y社は、ロシア法に基づき設立された株式会社である。同社は、外航船舶 (*navire*) の建造のために、ドイツ法に基づく会社であるA銀行から融資を受けた。ロシア法には船舶抵当権 (*hypothèque maritime*) に関する規定がなかったことから、Y社は、抵当権を設定するただけにキプロス法に基づき子会社であるB株式会社を設立した。当該外航船舶はLimassolの港に登録され、B社はA銀行のために同船舶上に抵当権を設定した。その後、Y社の無担保債権者Xは、B社はいわゆる仮装会社であるから、A銀行のために設定された当該抵当権は無効であると主張した。

1999年6月22日、破毀院は、Y社以外の唯一の社員は名義を貸していただけであることや活動するためのいかなる組織も有していないことなどからB社が仮装会社であるとしたPapeete控訴審の判断を支持した上で、「仮装会社は無効な会社であり、不存在ではない」ことを判示した。他方で、会社の無効は遡及効が制限されているため（民法典1844-15条）、当

(51) PAGÉS note sous Cass. com. 28 janv. 1992, *op. cit.* (note 47), p. 25.

(52) Reinhard note sous Cass. com. 28 janv. 1992, *op. cit.* (note 47), n°3, p. 346. そもそもD社の定款所定の目的が不法であるとも解される。Tisserand note sous Cass. com. 28 janv. 1992, *op. cit.* (note 47), p. 290.

該会社が仮装である旨宣告されるまでになされた抵当権は、それが無担保債権者の権利に対するフロードでない限り、有効であると判断した。

仮装会社が無効な会社であることは、1992年6月16日の破毀院判決⁽⁵³⁾においてすでに示されていた。しかしながら、同判決は不動産民事会社 (*société civile immobilière*) の無効に関するものであり、第一指令の対象外であった。これに対して本判決は、株式会社が仮装会社である場合についても、当該株式会社を無効と判断している。

第一指令11条は、会社が仮装であることを会社の無効原因としていない。したがって、ある学説がすでに指摘していたように⁽⁵⁴⁾、マーリーシング判決により確立された原則に従うならば、破毀院は仮装会社を無効と解することはできなかつたのでないか。破毀院は1999年の時点においても、マーリーシング判決に沿った判断を下さなかつたものと考えられる。しかしながら、この傾向は、次に見る Paris 控訴院判決において転換される。

(2) 2001年 Paris 控訴院判決以後

フランスにおいて、マーリーシング判決を考慮した初めての判決は、①2001年9月21日の Paris 控訴院判決⁽⁵⁵⁾であるとされている。その後、破毀院商事部において、②2015年5月に、マーリーシング判決と同様の解釈を示しているように解される判決が下されたのちに、有限会社の無効について、マーリーシング判決に依拠することを明示する2015年判決が言い渡

(53) Cass. com. 16 juin 1992, *Bull. civ.* IV, n°243. 同判決の概要については、納屋・前掲注(26)46頁を参照した。

(54) LECLERC, *op. cit.* (note 41), p. 331.

(55) CA Paris 21 sept. 2001, *Bull. Joly Sociétés* 2002, p. 626, note Michel MENJUCQ; *JCP E* 2003, n°35, n°4, p. 30, chr. Yves REINHARD; *Dr. sociétés* n°5, 2002, comm. 78, note Thierry BONNEAU.

(56) MENJUCQ note sous CA Paris 21 sept. 2001, *op. cit.* (note 55), p. 630.

されるに至る。

① Paris 控訴院2001年9月21日判決

A株式会社の設立に際してなされた出資のうち、3名の発起人によりなされたものが仮装出資 (apport fictif) であるとして、別の発起人であるXがA社の無効を求めて提訴した。Paris 控訴院は、Xの主張と第一指令11条の規定とが両立しうるものであるかを職権で当事者に弁論させた上で、2001年9月21日、マーリーシング判決で示された原則に従って、Xの主張を退ける判決を下した。

まず、Paris 控訴院は、「私人間の争いを管轄する国内裁判官は、社員ならびに第三者の利益を保護するために……第一指令11条に列挙されたもの以外の原因のために株式会社の無効の宣言を妨げるために、この指令の条文および目的に照らして、国内法を解釈しなければならない」と判示した。マーリーシング判決において示された原則が、ほとんどそのまま再現されている。その上で、同控訴院は、商法典 L. 235-1 条は、会社契約の無効原因として契約に関する一般法の規定を参照している点で、無効原因を制限的に列挙している第一指令11条に反しており、それゆえに、Xの主張には根拠がないと判断した。

② 破毀院商事部2015年5月27日判決⁽⁵⁷⁾

X会社は、眼球インプラント (implants intraoculaires) の製造および販売を行っていた。同社の薬局部門の指揮者であるAは、X会社との間で締結していた独占契約を回避して同社の競合商品を販売するために、Y有限会社を設立した。X会社はY有限会社の仮装、フロードおよび展開されて

(57) Cass. com. 27 mai 2015, *Bull. Joly Sociétés* nov. 2015, p.562, note Laurence CAMENSULI-FEULLARD.

いる活動の不法性を根拠に、同社の無効を求めた。控訴院は、X会社の請求を認めた。これに対して、Y有限会社は、控訴院が会社の仮装およびフロードを無効原因と判断したことで、第一指令11条が制限的に定められている無効原因に新たなものを付加したと主張して、破毀院に当該判決の破毀を申し立てた。破毀院は、この点に触れることなく、Y有限会社の定款上の目的が公衆衛生法典（Code de la santé publique）の規定に違反しており同社の会社目的が不法であることを理由にY有限会社の無効を宣言したことを正当であるとし、破毀申立てを退けた。

本判決は、これまでのフランスの伝統的解釈を転換し、会社目的の適法性を定款所定の目的に照らして判断している。フランスの伝統的解釈によれば、実際の活動、すなわち「実際の目的」が定款所定の目的に一致しない場合には、会社目的の適法性は、「定款所定の目的」ではなく「実際の目的」により判断されてきた。本件においては、Y有限会社の実際の活動は同社の定款所定の会社目的と矛盾していなかったが、定款所定の目的に照らして会社目的の適法性を判断した本判決の立場は、マーリーシング判決で示された欧州司法裁判所の解釈と軌を一にするものである。⁽⁵⁸⁾ また、破毀院が会社の仮装およびフロードに触れることなく判断を下したことは、これらを会社の無効原因から排除する趣旨であるとも説明され、このように本判決を捉えるならば、マーリーシング判決で示された原則に合致すると評価できる。もっとも、破毀申立て理由において第一指令やマーリーシング判決が援用されていたにもかかわらず、破毀院はこれらについて言及していない。指令およびマーリーシング判決への明示的言及は、上述②判決

(58) CAMENSULI-FEULLARD note sous Cass. com. 27 mai 2015, *op. cit.* (note 57), p. 563.

(59) CAMENSULI-FEULLARD note sous Cass. com. 27 mai 2015, *op. cit.* (note 57), p. 563.

の半年後に下された2015年判決を待たなければならない。

4 2015年判決の意義

(1) 「不法な目的」の解釈

第2章第2節でみたように、2015年判決は、有限会社の無効については、会社目的の適法性を定める民法典1833条および会社の無効原因を定める1844-10条を、マーリーシング判決により解釈されたように、第一指令11条（2009年指令12条）に照らして分析しなければならず、それゆえに民法典1833条に定める「適法な目的」は定款所定の会社目的を対象として判断されるべきであることを明瞭に述べた。

フランスにおける伝統的解釈によれば、定款には適法な目的を記載しながら「実際の目的」が不法である会社は、無効を宣告されると解されてき⁽⁶⁰⁾た。本判決は、破毀院がこの伝統的解釈を採用しないことを明確に示している。したがって、本判決以後、このような会社は無効とされることができない。

上述のとおり、2001年パリ控訴院判決まで、フランスではマーリーシング判決を顧慮しないかのような判断が下されてきており、また「不法な目的」が問題とされた事例においても破毀院は同判決に言及することはなかった。かかる状況のもと、フランスの裁判官が「不法な目的」についていかなる解釈を示すのか、不透明な部分が残されていたのではないかと思われる。学説においても、「不法な目的」についてのフランスの伝統的解釈は、マーリーシング判決によって排斥されることを示唆するものがある⁽⁶¹⁾一方で、なお伝統的解釈が妥当する余地があると解する見解も見られた。⁽⁶²⁾

(60) 第2章第1節。

(61) たとえば、Mishel GERMAIN, *Traité de droit commercial*, t.1, LGDJ, 1996, n°704, p. 550 では、フランス法の伝統的解釈は、マーリーシング判決に

したがって、2015年判決において破毀院が「不法な目的」に関して伝統的解釈を採用しないことを初めて明示した意義は大きいように思われる。⁽⁶³⁾

しかしながら、本判決の示した解釈は、マーリーシング判決に対するのと同様、次のような批判を受ける余地がある。⁽⁶⁴⁾ すなわち、①不法な目的を定款に記載することは通常考えられないため、⁽⁶⁵⁾ 民法典1833条は適用不能の条文となるおそれがある。⁽⁶⁶⁾ ②会社の無効は遡及効が制限されていることから、会社の目的の適法性を「実際の目的」に照らして判断しても、指令が求める会社と第三者ならびに社員間における法的安定性は害されず、⁽⁶⁷⁾ 第三者および社員の利益は保護される。③商法典 L. 233-10 条は、「会社の無効につき責めを負う最初の業務執行者および社員は、会社の無効確定の結果生じる損害について、他の社員ならびに第三者に対して、連帯して責任を負う」ことを定めている。⁽⁶⁸⁾ よって、とりわけ、会社が支払不能 (insolvabilité) の場合には、「実際の目的」が不法である会社を無効とすることは、⁽⁶⁹⁾ 第三者保護に寄与する側面がある。さらに、④指令が対象としている会社かそうでない会社かによって会社の目的の適法性を判断する

より定式化された厳格な定義により禁じられるであろうとの記述を見ることができ。

(62) Paul LE CANNU et Bruno DONDERO, *Droit des sociétés*, 5^e éd, LGDJ, 2013, n° 243, p. 160.

(63) MESSAI-BAHRI note sous Cass. com. 10 nov. 2015, *op. cit.* (note 13), p. 29.

(64) 第3章第3節2。

(65) ただし、本稿第3章第3節3(2)②判決はこれに該当するものと思われる。

(66) MESSAI-BAHRI note sous Cass. com. 10 nov. 2015, *op. cit.* (note 13), p. 30.

(67) CHAPUT note sous Case C-106/89, *op. cit.* (note 32), p. 536.

(68) 訳文については、加藤徹ほか「フランス会社法(2)」関学64巻3号(2013)423頁以下、428頁を参照した。

(69) MESSAI-BAHRI note sous Cass. com. 10 nov. 2015, *op. cit.* (note 13), p. 30.

基準が異なることは、第三者の利益保護に資すると言えるのであろうかとの疑問も呈されている。⁽⁷⁰⁾

(2) 無効原因の消失

本判決は、単に実際の会社目的が不法であることを理由として会社の無効が認められなくなることを表しているだけでなく、指令が対象としていない無効原因はフランス法から消失することを意味すると解される。⁽⁷¹⁾ マーリーシング判決が下された直後から同判決の有するフランス法への影響の大きさは指摘されてはいたものの、⁽⁷²⁾ 破毀院がかかる無効原因の消失を導きうる判決を下したことは重要であると評価される。⁽⁷³⁾

たとえば、本判決以後、仮装会社は無効とされることができない。1999年の破毀院判例に見られるように、⁽⁷⁴⁾ フランスでは仮装会社は無効であると解されてきた。しかしながら、本判決において、破毀院は欧州司法裁判所の確立した原則に従うことを明らかにした以上、指令の対象とされている会社については、今後、仮装会社を無効と解することはできないものと思われる。⁽⁷⁵⁾ 仮装会社は、指令において無効原因とされていないからである。⁽⁷⁶⁾

(70) MESSAI-BAHRI note sous Cass. com. 10 nov. 2015, *op. cit.* (note 13), p. 30.

(71) LECOURT note sous Cass. com. 10 nov. 2015, *op. cit.* (note 13), n°9, p. 222.

(72) たとえば LECLERC, *op. cit.* (note 41), p. 325.

(73) LECOURT note sous Cass. com. 10 nov. 2015, *op. cit.* (note 13), n°8, p. 222.

(74) 第3章第3節3(1)②判決。

(75) LECOURT note sous Cass. com. 10 nov. 2015, *op. cit.* (note 13), n°12, p. 223.

(76) もっとも、このことは無効以外の手段を否定するものではないから、たとえば仮装会社の社員の債権者は詐害行為取消権 (action paulienne) を行使することでできると解される。LECOURT note sous Cass. com. 10 nov.

他方で、フロードが会社⁽⁷⁷⁾の無効原因となりうるかという点については争いが見られる。一部の論者は、指令ではフロードは会社の無効原因とされてい⁽⁷⁸⁾ないので、フロードは会社の無効を導かないと解している。これに対して、指令において列挙されていなくても、フロードは会社の無効原因となりうる⁽⁷⁹⁾と解する説もある。欧州司法裁判所は、開業の自由に関して争われた事件において、「必要に応じて、EU加盟国の裁判所は、ある個人により援用される共同体法規定の恩恵 (bénéfice) を認めないために、事件ごとに、客観的要素に基づき、当該個人の濫用的または詐欺的 (frauduleux) 行為を考慮することができる⁽⁸⁰⁾」ことを認めている。この判例からもうかがえるように、フランスにおけるのと同様に、EU法においても「詐欺はすべてを無にする⁽⁸¹⁾」との法の一般原則が妥当する。よって、フロードを、独立した (autonome) 会社の無効原因として認めることは合理的であると解するのである⁽⁸²⁾。この説は、フロードは会社の無効原因となりうる⁽⁸²⁾と解し

2015, *op. cit.* (note 13), n°12, p.223.

(77) ここでは、会社の設立により配偶者や債権者の権利を侵害する者や会社を用いて規則の適用を免れようとする者の意図を指すとされる。LECLERC, *op. cit.* (note 42), p. 328.

(78) CHARVÉRIAT et al., *op. cit.* (note 4), n°89150, p.1588, LECLERC, *op. cit.* (note 41), p. 329, CAMENSULI-FEULLARD note sous Cass. com. 27 mai 2015, *op. cit.* (note 57), p. 563.

(79) MERAL et FAUCHON, *op. cit.* (note 4), n°88, p.104, LECOURT note sous Cass. com. 10 nov. 2015, *op. cit.* (note 13), n°14, p.223, COZIAN et al., *op. cit.* (note 1), n°254, p.96.

(80) Case C-212-97, Centros Ltd v. Erhvervs-og Selskabsstyrelsen [1999] ECR I-1459, para. 25; *Rev. sociétés* 1999, p.386, note Gilbert PARLEANI. 同判決に関する邦語文献として、中村=須網・前掲注(26)〔由布節子〕261頁以下を参照した。

(81) LECOURT note sous Cass. com. 10 nov. 2015, *op. cit.* (note 13), n°14, p.223, MENJUCQ note sous CA Paris 21 sept. 2001, *op. cit.* (note 55), p.632.

た1992年破毀院判例⁽⁸³⁾の正当性を裏付けることとなろう。また、フロード⁽⁸⁴⁾を無効原因と解することは、本判決により「実際の目的」が無効原因から排除された影響を効果的に緩和（pallier）⁽⁸⁵⁾しうることも指摘されている。

お わ り に

本稿において検討してきた「不法な目的」に関するフランスの判例の展開は、概ね次のようにまとめることができよう。フランスでは、会社は適法な目的を有しなければならないことが定められており（民法典1833条）、これに反する場合には、当該会社は無効となる（民法典1844-10条）。そして、ここにいう「会社目的の適法性」は、フランスの伝統的解釈によれば、当該会社の実際の活動、すなわち「実際の目的」に照らした判断されるものと解されていた。したがって、定款に適法な目的を記載していても、その「実際の目的」が不法であれば、当該会社は無効とされたのである。

この解釈を転換させる契機となったのは、1990年に欧州司法裁判所が下したマーリーシング判決であった。同判決は、次の2点を判示した。まず、同判決は、フランスの裁判官に対して、第一指令の追求する結果を達成するように指令の目的および文言に照らして、国内規定を解釈することを義務付けた。より正確には、第一指令11条に制限的に列挙されているもの以外を理由として株式発行会社または有限会社の無効が宣告されることのないように、同条を解釈する義務を課した。このことは、第一指令11条に含まれていない無効原因がフランス法から消失することを意味する。

次に、同判決は、同条2項(b)号に列挙されている無効原因のひとつであ

(82) LECOURT note sous Cass. com. 10 nov. 2015, *op. cit.* (note 13), n° 14, p. 223.

(83) 第3章第3節3(1)①判決。

(84) MENJUCQ note sous CA Paris 21 sept. 2001, *op. cit.* (note 55), p. 632.

(85) LECLERC, *op. cit.* (note 41), p. 329.

る「不法な会社の目的」は、設立証書または定款において記載されている会社の目的を示しているものと理解されなければならないことを明示した。このことは、フランスの国内裁判官は、株式発行会社または有限会社に対して民法典1833条および1844-10条を適用する際には、もっぱら定款所定の会社目的の記載によって、「会社の目的の適法性」を判断しなければならないことを意味する。換言すれば、定款に適法な目的を記載していれば、「実際の会社目的」が不法であっても、当該会社に無効を宣告することはできないものとされた。

したがって、マーリーシング判決は、無効原因の制限とともに、「不法な目的」に関する従来の伝統的解釈の放棄をフランスにもたらしものと解することができた。しかしながら、2001年のParis控訴院判決まで、フランスの裁判官は、マーリーシング判決を顧慮しないかのような態度を示してきた。「不法な目的」が問題とされた事例においても破毀院は同判決に言及しておらず、「不法な目的」に関していかなる解釈をとるかが不明確であったように思われる。

したがって、2015年判決において、破毀院商事部が、有限会社の無効について、会社目的の適法性を定める民法典1833条および会社の無効原因を定める1844-10条を、マーリーシング判決により解釈されたように、第一指令11条（2009年指令12条）に照らして、分析しなければならないこと、それゆえに会社目的の不法に基づく会社の無効は定款所定の会社目的を対象としていると解さなければならないことを明示した意義は、大きいものと思われる。また、EU加盟国間における法規制の統一的解釈という観点から見れば、破毀院が指令適合解釈義務に従って下した2015年判決は適切なものと評価されよう。もっとも、指令適合解釈義務による解決は、ときに加盟国において構築されてきた通説的な解釈を排斥する。このことは、従来の国内法の解釈・運用を信頼していた者の利益を損なうおそ

222(1014) 法と政治 69巻2号II (2018年8月)

⁽⁸⁶⁾れがある。2015年判決は、「不法な目的」の評価について、これまでのフランス国内における伝統的解釈とは正反対の解釈を採用しており、かかる危険が顕在化した事例と捉えることもできよう。もっとも、同判決は、会社の無効の請求を退けつつ、業務執行者個人の損害賠償責任を認めており、従来の解釈を信頼した者の利益に一定の配慮を示していると解することもできるのではない⁽⁸⁷⁾か。いずれにせよ、かねてより指摘されているように、「私法分野における指令に関しては、法的安定性に留意した解釈が行われるべき」であると思われる⁽⁸⁸⁾。

(86) 布井・前掲注(26) (堀口退官) 230頁。

(87) CHARVÉRIAT et al., *op. cit.* (note 4), n°89110 p. 1586 には、より広範な責任を会社指揮者に認めることで、無効原因の制限は、ある程度補われるとされる。

(88) 布井・前掲注(26) (堀口退官) 230頁。

La relation entre le code de commerce et la directive européenne concernant l'interprétation de l'illicéité de l'objet social

Tetsuya DEGUCHI

L'objet de la société doit être licite (C. civ., art. 1833). La société illicite est frappée d'une nullité absolue (C. civ., art. 1844-10). En cas de divergence entre l'objet social (objet statutaire) et l'activité social (objet réel), traditionnellement, l'appréciation de l'illicéité de l'objet s'apprécie par référence à l'objet réel de la sociétés. Mais la Cour de cassation a décidée que l'appréciation de l'illicéité de l'objet s'apprécie exclusivement par référence à l'objet statutaire de la sociétés (Cass. Com. 10 nov. 2015). Cette décision se réfère au arrêt Marleasing SA du 13 novembre 1990. Dans cet article, je vais considérer la interprétation de «l'illicéité de l'objet social» du point de vue du droit français et du droit européen.